

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区潮見一丁目6番2号

webダウンロード用

氏名 株式会社 日本協力  
代表取締役 川上 和章

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 6月18日

許可の有効年月日 令和 8年 3月21日

### 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥(#1)
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類(\*) (#1)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず(#1)
- ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)
- 鉱さい
- がれき類(\*)
- ばいじん
- 以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件  
特になし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年 3月22日	指令中環第8-193号	新規許可
平成22年 7月 1日	-	変更届(代表者)
平成23年 4月 1日	指令産廃第8-137号	変更許可
平成28年 3月22日	指令産廃第9-1441号	更新許可
令和 3年 6月18日	指令産廃第9-1822号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無  
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

# 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和8年2月19日

埼玉県知事

webダウンロード用  
COPY

申請者

〒135-0052

一丁目六番二号

住所 : 東京都江東区潮見1-6-2

氏名 : 株式会社日本協力

代表取締役 川上和章

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 : 03-3640-4777

fax番号 : 03-3640-4430



住所	: 〒1400013 東京都品川区南大井2-12-5
氏名	: 三上 一代
担当者	電話番号 : 080-4123-1461
	fax番号 :
	e-mail : mikami@gomipro.co.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	(区分) 積替え保管を 除く。	
	① 燃え殻      ② 汚泥      ③ 廃油      ④ 廃酸      ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類      ⑦ 紙くず      ⑧ 木くず      ⑨ 繊維くず ⑩ 動植物性残さ      11 動物系固形不废物      ⑫ ゴムくず ⑬ 金属くず      ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮ 鉱さい      ⑯ がれき類      17 動物のふん尿      18 動物の死体 ⑰ ばいじん      20 政令第13号廃棄物      以上      16 種類	(石綿含有産業廃棄物      含む      ) (水銀使用製品産業廃棄物      含む      ) (水銀含有ばいじん等      含む      ) 限定      あり
事務所及び事業場の所在地	事務所	東京都江東区新木場4-3-1 電話番号 03-3521-0986
	事業所	電話番号
		電話番号
事業の用に供する施設の種類の数量	運搬車両      33 台	他の施設（容器等）      有り
事務処理欄	許可番号 : 01101031131 許可期限 : 令和8年3月21日	

(日本産業規格 A列4番)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、この申請書による申請に対する処分がされるまでの間は、申請者の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含みます。)の収集運搬業又は処理業の従前の許可は、なおその効力を有します。